

障害者基本計画（第3次）の実施状況

【平成25年度】

分野別施策の基本的方向	3
1 生活支援	3
2 保健・医療	15
3 教育、文化芸術活動・スポーツ等	29
4 雇用・就業、経済的自立の支援	43
5 生活環境	56
6 情報アクセシビリティ	66
7 安全・安心	83
8 差別の解消及び権利擁護の推進	93
9 行政サービス等における配慮	98
10 国際協力	108
推進体制	113

2015/9/24

障害者基本計画（第3次）の平成25年度実施状況について

◆ 枝番のついていない分野別施策についての説明

分野別施策「□-(□)-□」ごとに実施状況を記載したが、講じた施策の中には、【基本的考え方】には属するものの、個別の枝番には合致しないものもある。そのため、大きな括りとして、実施状況を記載することとした。

◆ 色のついたセルについての説明

 数値集計中の箇所。関係省庁において集計ができ次第、追加で掲載する。

◆ 「平成25年度推進状況」欄中「（参考）」についての説明

実施状況には可能な限り直近の説明、データまで記載するようにしているが、あくまで平成25年度の実施状況であるため、平成26年度以降の説明、データについては、「（参考）」と付すこととした。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況																														
1. 生活支援																																	
(1) 相談支援態勢の構築	1-(1)-1	障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る。	厚生労働省 ○地域における相談支援体制の強化を図るための中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）の設置を推進。 平成24年4月：110か所→平成25年4月：214か所 （参考）平成26年4月：276か所																														
	1-(1)-2	障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成の促進等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進める。	厚生労働省 ○障害福祉サービス等の利用に係る支給決定プロセスを見直し、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大するとともに、サービス等利用計画を作成するため指定特定・指定障害児相談支援事業所の設置を推進。 平成24年4月：2,851か所→平成25年4月：4,561か所 （参考）平成26年4月：5,942か所																														
	1-(1)-3	障害者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、関係機関の連携の緊密化とともに地域の実情に応じた体制整備について協議を行うことで障害者等への支援体制の整備を図ることを目的とする協議会の設置の促進及び運営の活性化を図る。	厚生労働省 ○地域の関係者によるネットワークを構築し障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを図る市町村（地域自立支援）協議会の設置を推進。 平成24年4月：1,629市町村→平成25年4月：1,650市町村 （参考）平成26年4月：1,651市町村 ○地域における相談支援体制の強化を図るための中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）の設置を推進。 平成24年4月：110か所→平成25年4月：214か所 （参考）平成26年4月：276か所																														
	1-(1)-4	知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う。	厚生労働省 ○成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動や、成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の一部の助成を行う成年後見制度利用支援事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。 平成24年4月：1,240市町村→平成25年4月：1,322市町村 （参考）平成26年4月：1,360市町村 ○成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する成年後見制度法人後見支援事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。 平成24年4月：47市町村→平成25年4月：174市町村 （参考）平成26年4月：207市町村																														
<p>（参考）最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より</p> <p>○成年後見等（後見、保佐、補助）開始の申立件数</p> <table border="1"> <tr> <td>（平成22年）</td> <td>（平成23年）</td> <td>（平成24年）</td> <td>（平成25年）</td> <td>（平成26年）</td> </tr> <tr> <td>29,477</td> <td>30,757</td> <td>34,004</td> <td>33,832</td> <td>33,635</td> </tr> </table> <p>○成年後見制度（後見、保佐、補助）の利用者数</p> <table border="1"> <tr> <td>（平成22年）</td> <td>（平成23年）</td> <td>（平成24年）</td> <td>（平成25年）</td> <td>（平成26年）</td> </tr> <tr> <td>138,834</td> <td>151,612</td> <td>164,421</td> <td>174,565</td> <td>182,551</td> </tr> </table> <p>○市民後見人※の選任件数</p> <table border="1"> <tr> <td>（平成22年）</td> <td>（平成23年）</td> <td>（平成24年）</td> <td>（平成25年）</td> <td>（平成26年）</td> </tr> <tr> <td>（統計なし）</td> <td>92</td> <td>118</td> <td>167</td> <td>213</td> </tr> </table> <p>※弁護士、司法書士、社会福祉士等以外の自然人のうち、本人と親族関係及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等が行う後見人養成講座などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者</p>				（平成22年）	（平成23年）	（平成24年）	（平成25年）	（平成26年）	29,477	30,757	34,004	33,832	33,635	（平成22年）	（平成23年）	（平成24年）	（平成25年）	（平成26年）	138,834	151,612	164,421	174,565	182,551	（平成22年）	（平成23年）	（平成24年）	（平成25年）	（平成26年）	（統計なし）	92	118	167	213
（平成22年）	（平成23年）	（平成24年）	（平成25年）	（平成26年）																													
29,477	30,757	34,004	33,832	33,635																													
（平成22年）	（平成23年）	（平成24年）	（平成25年）	（平成26年）																													
138,834	151,612	164,421	174,565	182,551																													
（平成22年）	（平成23年）	（平成24年）	（平成25年）	（平成26年）																													
（統計なし）	92	118	167	213																													

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
	1-(1)-5	発達障害者支援センター等において、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者と連携して、発達障害児・者やその家族に対する相談支援やペアレントメンターの養成等を行うとともに、発達障害者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図る。	厚生労働省 ○発達障害者及びその家族に対して相談支援、発達支援、就労支援、及び情報提供や研修等を行う「発達障害者支援センター」を設置。 【実施箇所数】：（平成25年度）87箇所 ○「発達障害者支援体制整備」を地域生活支援事業へ位置づけることにより、発達障害児者の子育てへの相談・助言などを行うペアレントメンターの養成に必要な研修等の実施を促進。 【ペアレントメンター研修実施都道府県等数】：（平成25年度）32都道府県等
	1-(1)-6	高次脳機能障害（失語症等の関連症状を併発した場合を含む。）について、地域の支援拠点に相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援や関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図る。	厚生労働省 ○国立障害者リハビリテーションセンター 高次脳機能障害情報・支援センターにおいて、全国連絡協議会、支援コーディネーター全国会議をそれぞれ2回、シンポジウムを1回開催した。また、ホームページは週1回の更新を基本とし、情報発信の充実に努めた。 ○都道府県に支援拠点機関を置き、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実を図ると共に、高次脳機能障害情報・支援センターにおいて情報を集約し、HPにおいて発信するなど充実を図っている。 支援拠点機関設置箇所数 平成25年度：47都道府県100箇所 （参考）平成26年度：47都道府県99箇所
	1-(1)-7	難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、難病相談支援センター等により、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行う。	厚生労働省 ○難病対策を総合的に推進するために提出した「難病の患者に対する医療等に関する法律案」では、これまで予算事業で行ってきた難病患者への相談支援等の事業について、国から1/2以内を補助することを法律上位置づけ、国が財政的支援を行うことができる旨を明記することとした。 （参考） 「難病の患者に対する医療等に関する法律」が、平成27年1月1日に施行された。
	1-(1)-8	障害者虐待防止法に基づき、障害者の養護者に対して相談等の支援を行う。	厚生労働省 ○障害者虐待の通報・届出の受理、障害者及び養護者に対する相談等、広報・啓発活動等を行う機関として、市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターを設置。
	1-(1)-9	各種ガイドラインの策定及び普及、障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等の関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築する。	厚生労働省 ○都道府県において「相談支援従事者研修事業」による人材育成を行うとともに、市町村において「（地域自立支援）協議会」を設置することとして、地域における相談支援体制の充実・強化を図っている。 平成24年4月：1,629市町村→平成25年4月：1,650市町村 （参考）平成26年4月：1,651市町村
	1-(1)-10	家族と暮らす障害者について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、ピアカウンセリング等の障害者同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者による相談活動の更なる拡充を図る。	厚生労働省 ○障害当事者等による権利擁護のために必要な援助を行うことを含めたピアカウンセリングを相談支援事業に位置付け、市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。
(2) 在宅サービス等の充実	1-(2)-1	障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図る。	厚生労働省 ○在宅サービス利用の状況 （平成24年度）→（平成25年度）→（参考：平成26年度） ・居宅介護等 4,939,431時間（174,133人）→5,234,088時間（186,266人）→5,525,901時間（196,807人） ・生活介護 4,761,827人日→4,896,153人日→5,257,703人日 ・短期入所 257,124人日→277,527人日 →301,804人日 ※各サービスの数値は各年度の3月の月間の数値である。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
1-(2)-2	常時介護を必要とする障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図るとともに、体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進する。また、常時介護を必要とする障害者等に対し必要な支援を適切に実施できるよう、常時介護を必要とする障害者等の支援の在り方に関する検討を行う。	厚生労働省	○在宅サービス利用の状況 (平成24年度) → (平成25年度) → (参考:平成26年度) ・重度訪問介護 1,685,197時間(9,262人) → 1,785,426時間(9,680人) → 1,893,038時間(9,960人) ・短期入所 257,124人日 → 277,527人日 → 301,804人日 ※各サービスの数値は各年度の3月の月間の数値である。 ○「常時介護」という概念に共通理解等を得る事を目的に、平成25年度障害者総合福祉推進事業において、「常時介護を要する障害者等の支援体制に関する調査研究」を実施。
1-(2)-3	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練(機能訓練及び生活訓練)を提供する。	厚生労働省	○障害者が自立した生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションや、入浴、排せつ及び食事等の訓練、生活等に関する相談及び助言を行う自立訓練を推進。
1-(2)-4	外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実等、地方公共団体が地域の特性や利用者の状況に応じて実施する地域生活支援のための取組に対する支援を推進する。	厚生労働省	○外出のための移動支援、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として地域活動支援センターの機能強化について、市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。
1-(2)-5	障害者の移動に関する支援の在り方について、社会参加の機会の確保の観点から、障害者のニーズと実情を踏まえた検討を行う。	厚生労働省	○移動支援事業の実態を把握し、課題について整理することにより、今後の障害者等の移動支援の在り方の検討の際に寄与する事を目的に、平成25年度障害者総合福祉推進事業において、「障害者及び障害児の移動支援の在り方に関する調査」を実施。
1-(2)-6	障害者支援施設について、地域で生活する障害者に対する在宅支援の拠点としてその活用を図るとともに、施設の一層の小規模化・個室化により入所者の生活の質の向上を図る。また、グループホーム等の充実を図り、入所者の地域生活(グループホームや一般住宅(居宅での単身生活を含む。))等)への移行を推進する。	厚生労働省	○入所施設にて地域生活への移行や定着を図った場合において地域移行加算の実施。 ○社会福祉施設等施設整備費において、個室化の整備を行った入所施設に対して補助を実施。 ○障害福祉計画に基づきグループホームの計画的な整備を推進するとともに、障害者支援施設に入所している障害者等の地域生活への移行に向けた支援を行う地域移行支援(平成24年度に創設)を推進。
1-(2)-7	障害の重度化・重複化、高齢化に対応する地域における居住の支援やサービス提供体制の在り方、専門的ケア方法の確立及び強度行動障害のある者等への適切な支援の在り方について引き続き検討する。	厚生労働省	○強度行動障害のある者への適切な支援のため、平成25年度より「強度行動障害支援者養成研修」を都道府県地域生活支援事業として実施。 ○障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、「障害者の地域生活の推進に関する検討会」において、地域における居住支援の在り方等の検討を行い、平成25年10月に議論を整理。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向			関係省庁	平成25年度推進状況
(3) 障害児支援の充実	1-(3)-1	障害児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、障害児が円滑に同法に基づく教育・保育等を利用できるようにするために必要な支援を行う。	厚生労働省	<p>○平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度において、以下の対応とする方針で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者の配置に要する経費を補助。 ・地域型保育事業を行う事業所が、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置するための経費を補助。 <p>障害児を含め全ての子どもや子育て家庭が子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等を円滑に利用できるよう、平成25年度（平成24年度補正予算で安心こども基金に積み増し）では、地域子育て支援拠点事業に、「利用者支援機能」・「地域支援機能」を持つ「地域機能強化型」を創設。</p>
	1-(3)-2	障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する保育士の専門性向上を図るための研修の実施等により、障害児の保育所での受け入れを促進するとともに、幼稚園における特別支援教育体制の整備を図るため、公立幼稚園における特別支援教育支援員の配置等を推進する。	文部科学省	<p>○公立幼稚園における、特別支援教育支援員の配置に係る経費については、平成25年度、対前年度300人増の4,800人分の地方財政措置を講じた。</p> <p>（参考） 平成26年度措置額 5,300人 平成27年度措置額 5,600人</p>
			厚生労働省	<p>○障害児を受け入れるために必要な改修を含めた経費等について、「保育所緊急整備事業（安心こども基金）」や、「保育環境改善等事業（保育対策等促進事業費補助金）」において補助。</p> <p>○専門性向上を図るための保育士の研修については、「保育所保育士研修等事業」において、障害児保育担当者研修会を実施。また、「保育の質の向上のための研修事業（安心こども基金）」において、障害児保育に関する研修を実施。</p>
1-(3)-3	障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行う。	厚生労働省	<p>○平成25年度より発達障害に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、施設の職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う「巡回支援専門員整備」を地域生活支援事業により実施。</p> <p>【実施市町村数】 （平成24年度）→（平成25年度速報値） 113市町村 → 146市町村 ※平成24年度は「在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金」により実施した市町村。</p> <p>○平成25年度より児童発達支援センター等による地域住民の相談等の対応及び啓発等を行う「児童発達支援センター等の機能強化等」（地域生活支援事業）を実施。</p> <p>【実施都道府県等数】 （平成25年度速報値）11都道府県等</p>	

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
	1-(3)-4	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、障害児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域に必要な支援を受けられる体制の充実を図る。また、障害児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供する。	厚生労働省 ○児童福祉法等に基づく児童発達支援事業等を実施。 【各事業所数等の推移】 （平成24年度）→（平成25年度）→（参考：平成26年度） ・児童発達支援 2,365事業所→2,662事業所→3,198事業所 ・医療型児童発達支援 112事業所→102事業所→101事業所 ・放課後等デイサービス 3,115事業所→4,254事業所→5,815事業所 ・保育所等訪問支援 116事業所→245事業所→312事業所 ・日中一時支援 1,514市町村→1,522市町村（速報値） ※事業所数は各年度の3月の月間の報酬請求事業所数である。 ○日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行う市町村地域生活支援事業として日中一時支援事業を実施。
	1-(3)-5	障害児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児（者）について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図る。	厚生労働省 ○児童福祉法の一部改正（平成24年4月）により、障害児相談支援事業を法定化し、相談支援を推進。 【障害児相談支援事業所数の推移】 （平成24年度）→（平成25年度）→（参考：平成26年度） 702事業所 → 1,467事業所 → 2,513事業所 ○児童福祉法の一部改正（平成24年4月）により、従来、国庫補助事業で実施してきた「重症心身障害児（者）通園事業」を「児童発達支援」として法定化・義務的経費化し、在宅の重症心身障害児の支援を推進。 【重症心身障害児に対する支援を提供を行う事業所数】 （平成24年度）→（平成25年度）→（参考：平成26年度） ・児童発達支援 132事業所 → 169事業所 → 205事業所 ・医療型児童発達支援 52事業所 → 51事業所 → 53事業所 ・放課後等デイサービス 237事業所 → 322事業所 → 489事業所 ○「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」において、重症心身障害児者及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、総合的な地域支援体制の整備を推進。 【平成25年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業の実施箇所数】：5カ所 （参考：平成26年度実施箇所数）5カ所 ※事業所数は各年度の3月の月間の報酬請求事業所数である。
	1-(3)-6	児童発達支援センター及び障害児入所施設について、障害の重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、これらの機関を地域における中核的支援施設と位置付け、地域や障害児の多様なニーズに対応する療育機関としての役割を担うため、必要な施設整備も含めて体制整備を図る。	厚生労働省 ○平成24年度より都道府県地域生活支援事業の児童発達支援センター等の機能強化等において、児童発達支援センター等の事業内容の改善を行うことによる機能強化等を図り、地域の障害児支援の拠点整備を推進。
(4) サービスの質の向上等	1-(4)-1	障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、これらのサービス等を提供する者、又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を養成する。	厚生労働省 ○都道府県において「サービス管理責任者研修」を実施し、サービス提供職員に対する指導を行う人材を育成している。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
1-(4)-2	障害福祉サービス等の質の向上を図るため、障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価結果の公表の促進等に努める。	厚生労働省	○運営適正化委員会において平成25年度、福祉サービスの苦情に関して苦情として対応した件数は3,790件。障害者に関するものはうち1,867件。 ○障害者（児）施設・サービスに係る福祉サービス第三者評価事業における平成17年度～25年度までの累積受審件数は3,484件。
1-(4)-3	知的障害者又は精神障害者（発達障害者を含む。）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等を行う。	厚生労働省	○成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動や、成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の一部の助成を行う成年後見制度利用支援事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。 平成24年4月：1,240市町村→平成25年4月：1,322市町村 →（参考）平成26年4月：1,360市町村 ○成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する成年後見制度法人後見支援事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。 平成24年4月：47市町村→平成25年4月：174市町村 →（参考）平成26年4月：207市町村
1-(4)-4	地方公共団体における障害福祉計画の策定に当たり、国において、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標等を定めた基本指針を策定し、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるよう取り組む。	厚生労働省	○第4期障害福祉計画（平成27年度から平成29年度）の策定に向けて、国の基本指針を見直すため、平成25年11月から社会保障審議会障害者部会において議論を行った。
1-(4)-5	長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定がなされるよう実施主体である市町村への周知に取り組むとともに、都道府県との連携の下、市町村に対する支援を行う。	厚生労働省	○毎年の障害保健福祉関係主管課長会議において、訪問系サービスについて、適切な支給決定がなされるよう周知を図っている。
1-(4)-6	障害福祉サービスの提供に当たっては、都道府県による管内市町村への適切な支援等を通じ、地域間におけるサービスの格差について均てんを図る。	厚生労働省	○第4期障害福祉計画（平成27年度から平成29年度）の策定に向けて、国の基本指針を見直すため、平成25年11月から社会保障審議会障害者部会において議論を行った。
1-(4)-7	難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、各地方公共団体において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図る。	厚生労働省	○地域生活支援事業、補装具、日常生活用具の円滑な支給のため「難病患者等における地域生活支援事業等の取り扱いに関するQ&A」を発出。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況												
(5) 人材の育成・確保	1-(5)-1	厚生労働省	<p>○福祉専門職の養成確保については、「社会福祉法」に基づき、社会福祉事業従事者等に対する研修や無料職業紹介事業等を実施する都道府県福祉人材センター及び社会福祉関係職員の福利厚生充実を図る福利厚生センターが設置されるなど、総合的な社会福祉従事者確保の対策が進められている。</p> <table border="0"> <tr> <td>資格登録者</td> <td>(平成26年1月末)</td> <td>(参考) (平成27年1月末)</td> </tr> <tr> <td>・社会福祉士</td> <td>165,654人</td> <td>178,045人</td> </tr> <tr> <td>・介護福祉士</td> <td>1,185,022人</td> <td>1,294,715人</td> </tr> <tr> <td>・精神保健福祉士</td> <td>60,937人</td> <td>65,046人</td> </tr> </table> <p>○理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士養成施設の教員等や、今後、養成施設の教員等となることを希望する者に対し、より高度な知識技能を習得させることを目的とした教員等講習会を実施している。</p> <p>【教員養成講習会受講者数】(平成26年度) 理学療法士 70名 作業療法士 38名 言語聴覚士 11名</p> <p>○都道府県において、障害者等の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成を実施。</p> <p>○国立障害者リハビリテーションセンター学院において、義肢装具士、言語聴覚士等の養成を実施。また、現に従事している各種専門職員の技術向上を目的とした研修を実施。</p> <p>【養成】 卒業生数(25年度 (参考) 26年度) ・言語聴覚学科 27名 27名 ・義肢装具学科 6名 6名 ・視覚障害学科 4名 4名 ・手話通訳学科 9名 7名 ・リハビリテーション体育学科 2名 2名 ・児童指導員科 9名 9名</p> <p>【研修】 受講者数 25年度 研修会数：29、開催数：35、受講者：1,966名 (参考) 26年度 研修会数：30、開催数：35、受講者数：1,921名</p>	資格登録者	(平成26年1月末)	(参考) (平成27年1月末)	・社会福祉士	165,654人	178,045人	・介護福祉士	1,185,022人	1,294,715人	・精神保健福祉士	60,937人	65,046人
資格登録者	(平成26年1月末)	(参考) (平成27年1月末)													
・社会福祉士	165,654人	178,045人													
・介護福祉士	1,185,022人	1,294,715人													
・精神保健福祉士	60,937人	65,046人													

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
	1-(5)-2	国立障害者リハビリテーションセンター等の国立専門機関等において障害に係る専門的な研究を行うとともに、障害保健福祉に従事する職員の養成・研修においてこれらの機関の積極的な活用を図る。	厚生労働省 <p>○国立障害者リハビリテーションセンター研究所において、障害全体を視野に入れた総合的リハビリテーション技術および福祉機器等に関する研究開発を実施。また、学院において現に従事している各種専門職員の技術向上を目的とした研修を実施。</p> <p>【養成】 卒業者数（25年度（参考）26年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語聴覚学科 27名 27名 ・義肢装具学科 6名 6名 ・視覚障害学科 4名 4名 ・手話通訳学科 9名 7名 ・リハビリテーション体育学科 2名 2名 ・児童指導員科 9名 9名 <p>【研修】 受講者数 25年度 研修会数：29、開催数：35、受講者：1,966名 （参考）26年度 研修会数：30、開催数：35、受講者数：1921名</p>
(6) 福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等	1-(6)-1	良質で安価な福祉用具の供給による利用者の利便性の向上を図るため、研究開発の推進等を進める。また、研究開発や障害者等のニーズを踏まえ、ユニバーサルデザイン化を促進し、誰もが使いやすいものづくりを推進する。さらに福祉用具の適切な普及促進を図るため、積極的に標準化を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。	厚生労働省 <p>○障害当事者によるモニター評価等を義務付けた実証実験等を行うことで、障害当事者にとって使いやすく適切な価格で販売される機器を、企業が障害当事者と連携して開発する取組みに対して助成を行う「障害者自立支援機器等開発促進事業」を実施。平成22年度から平成25年度の過去4年間で、のべ61件、うち平成25年度は14件の助成を実施。</p> <p>（参考） ○平成26年度から、障害者自立支援機器の実用化、利活用を推進するため、開発者が持つ「シーズ（技術）」と障害当事者等が持つ「ニーズ」のマッチングを図る交流会を開催。</p>
			経済産業省 <p>○優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化を行う民間企業に対し、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を通じて広く公募を行い、研究開発費の補助を実施。制度発足以来平成25年度未までに209件のテーマを採択。</p> <p>○福祉用具に関する標準化については、順次日本工業規格（JIS）制定・改正を進め、平成25年度までに介護保険対象の主要品目については標準化を行った。</p> <p>○また、ユニバーサルデザイン化の一環であるアクセシブルデザインについては、平成25年度までに36規格を制定した。</p> <p>（参考） ユニバーサルデザイン化の一環であるアクセシブルデザインについては、平成26年度までに37規格を制定した。これらの規格で定められたデザイン配慮事項を取り入れた製品やサービスは着実に増えており、公共トイレの便房内操作部の配置等の標準化（JIS S 0026）や、従来のシャンプー容器に加えボディーソープ容器にも識別のための凸表示を行う（JIS S 0021）等が普及し始めている。</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向			関係省庁	平成25年度推進状況
	1-(6)-2	補装具の購入又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行うとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、その普及を促進する。	厚生労働省	<p>○障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が本来、社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について購入又は修理に要する費用の一部を支給する「補装具費支給制度」を実施。</p> <p>○障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等（居宅生活動作補助用具（住宅改修費）を含む）により、福祉の増進に資することを目的とした「日常生活用具給付等事業」を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。</p>
	1-(6)-3	情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築により、福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備を推進するとともに、研修の充実等により、福祉用具の相談等に従事する専門職員の資質向上を図る。	厚生労働省	<p>○福祉用具ニーズ情報収集・提供システム（障害者等のニーズと福祉用具の開発・研究者のシーズを繋げることを目的としたシステム）を運用。</p> <p>○国立障害者リハビリテーションセンター学院において、福祉機器専門職員研修会を実施。</p>
	1-(6)-4	身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に基づき、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図る。	厚生労働省	<p>○身体障害者補助犬の育成費用を助成する「身体障害者補助犬育成事業」を実施。（平成18年10月から都道府県地域生活支援事業として実施。）また、平成15年10月の身体障害者補助犬法の完全施行に伴い、ホテル、デパート等の不特定かつ多数の者が利用する施設において、原則として身体障害者補助犬の同伴の受け入れが義務化。</p>
(7) 障害福祉サービス等の段階的な検討	1-(7)-1	障害者の生活ニーズを踏まえた障害福祉サービスの更なる充実等を図るため、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第51号）附則第3条第1項に基づき、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方等、同条同項に規定された事項について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずる。	厚生労働省	<p>○「常時介護」という概念に共通理解等を得る事を目的に、平成25年度障害者総合福祉推進事業において、「常時介護を要する障害者等の支援体制に関する調査研究」を実施。</p> <p>○手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方についての検討を進めるため、平成25年度障害者総合福祉推進事業において意思疎通支援実態調査を実施。</p>

(別表) 1. 生活支援

事項	現状(直近の値)	目標	平成25年度
福祉施設入所者の地域生活への移行者数	2.9万人(平成17~23年度)	3.6万人(平成17~26年度)	3.6万人
福祉施設入所者数	14.6万人(平成17年度)	12.2万人(平成26年度)	13.1万人
障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会を設置している市町村数	1,629市町村(平成24年度)	全市町村(平成29年度)	○(自立支援)協議会の設置(1,650市町村)
訪問系サービスの利用時間数	494万時間(平成24年度)	652万時間(平成26年度)	523万時間
日中活動系サービスのサービス提供量	893万人日分(平成24年度)	978万人日分(平成26年度)	948万人日分
療養介護事業の利用者数	1.9万人分(平成24年度)	1.6万人分(平成26年度)	1.9万人分
短期入所事業のサービス提供量	26万人日分(平成24年度)	33万人日分(平成26年度)	28万人日分
相談支援事業の利用者数	計画相談支援 2.6万人(平成24年度) 地域移行支援 0.05万人(平成24年度) 地域定着支援 0.1万人(平成24年度)	計画相談支援 18.9万人(平成26年度) 地域移行支援 0.9万人(平成26年度) 地域定着支援 1.3万人(平成26年度)	6.4万人 0.05万人 0.2万人

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立、同6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

障害者総合支援法の給付・事業

